

安保法案廃案!
オスプレイは来るな!

厚木爆同

【発行】

厚木基地爆音防止期成同盟

発行責任者 大波 修二

事務所 大和市桜森3-5-3

フロント1F

TEL 046-240-7450

FAX 046-261-5615

bakudou@kanagawa.email.ne.jp



東京高裁の法廷に向かう原告団と弁護団(写真上)
「自衛隊機差し止め」「賠償勝訴」の垂れ幕に大歓声(写真下)

米海軍と海上自衛隊が共同使用する厚木基地の第四次爆音訴訟において、東京高裁控訴審判決(斎藤隆裁判長)が7月30日、原告6935人に対し言い渡されました。判決内容は、自衛隊機の夜間飛行差し止めを命ずるとともに、損害賠償について将来請求を認める画期的なものでした。

しかし米軍機の飛行差し止め請求については「米軍機を差し止める法的根拠は存在せず、米軍機の飛行差し止め請求は不適法である。」と、またしても私たちの長年の願いを斥ける残念な結果となりました。

損害賠償で将来請求も

高裁判決の内容を詳しくみると、(1)自衛隊機の飛行差し止め請求については、「W値(うるささ指数)75以上の地域に居住する原告は、基地騒音により睡眠妨害、その他の生活妨害で人格権利益が大きく損なわれており、2016年末まで自衛隊機の夜間飛行差し止め(午後10時~翌朝6時)を命ずる」ものでした。(2)損害賠償請求については、①厚木基地の騒音レベルは周辺

「米軍機差し止め」の厚い壁を打ち破ろう!
高裁初の自衛隊機差し止め—厚木爆音訴訟控訴審判決

厚木基地爆音防止
期成同盟委員長 大波 修二

住民の生活環境に関わり、健康にも影響を及ぼしうる重要な利益の侵害に当たり、社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるもので、権利法益の侵害である。②国は危険を認識しながらあえて近づいた場合に賠償が減免される「危険への接近」法理を主張するが、転入者にとって騒音の実態はある程度継続して居住しなければ実感できず、危険への接近に当たらない。③慰謝料は月額4000円(W値75)から2万円(W値95以上)とし、防音工事実施居室の個数に応じて慰謝料を減額する(合計5室以上になる場合は慰謝料額の30%減額を上限とする)。④将来請求(平成27年5月15日以降)については、これまで厚木飛行場の使用及び共用の違法性が40年にわたって継続されており、今後同程度の騒音が継続する可能性が高い。しかし、米艦載機が平成29年頃に岩国に移駐する計画であることから、平成27年5月15日から平成28年12月31日までの間、将来請求の支払いを命ずる—との判決が示されました。

米軍機またも「第三者行為論」

この東京高裁の判断について第

お知らせ

「基地視察」に参加しよう

今年度の「基地視察」は、厚木基地と同様に、航空機騒音被害や部品落下事故を起こしている「航空自衛隊百里基地」を視察します。

百里基地では、平和活動に取り組んでいる茨城県平和擁護県民会議の相楽事務局長の案内で視察を行います。参加を希望される方は、9月10日までに所属支部の支部長さんにお申込み下さい。

《視察地》

航空自衛隊百里基地と茨城空港

《開催日》

2015年10月4日(日)

~~~~~

四次厚木爆音訴訟原告団・弁護団は、①控訴審判決が裁判史上初めて軍用機の飛行差し止め請求を容認し、さらに将来請求をも認めたことの意義は非常に大きい。

②睡眠妨害は健康被害に直接結びつき得る深刻なものである」として、航空機騒音と身体的被害との関連をさらに踏み込んで認めたことは評価できる。③

しかし、「厚木飛行場の使用に関し、国が一方的に米国の合意内容を変更したり、米国の権利の得喪を生じさせたりし得ることの根拠となる規定は存在しない」として米軍機の飛行差し止め請求を斥けた判断は、人権救済機関としての司法の責務の放棄であると言わざるを得ないとする「声明」を発表しています。

## 最高裁と五次訴訟の闘いを

今回の判決は一定の成果は認められますが、爆音の主たる原因は米軍ジェット機であり、身体的被害を生じさせる違法なものであるとしながら、「第三者行為論」により飛行差し止め請求を斥けた点は、断じて容認できません。司法は国に対して「違法状態を放置せず、爆音解消に向け米国と話し合いを行なえ。」と命ずるべきであり、判断を避けるべきではありません。

私たちはなんとしても最大の課題である「米軍機飛行差し止め」の厚い壁を打ち破り、平和で静かな空を実現するために、最高裁の闘いと第五次訴訟を提起し、全会員が団結して粘り強く闘い続けましょう。

ピースフェスティバル

2015 in 大和・綾瀬

10月10日(土) 10:00~15:00  
大和駅東口プロムナード

- ◎模擬店コーナー
- ◎アジアの平和と基地問題を考えるパネル各種展示
- ◎ピース・コンサートなど

《参加費》

2000円(昼食・バス代)

《対象者》

厚木爆同会員(定員45名)

《主催》

厚木基地爆音防止期成同盟



# 戦争法案を廃案に！8・22神奈川集会

## オスプレイ飛来に抗議の声

8月22日（土）15時30分より大和公園にて「戦争法案を廃案に！8・22神奈川集会」が開かれました。毎年夏にこのような平和集会が開かれています。今年も「戦争法案」が現実的に安倍政権によって強行採決されようとしている事態を受け、400人以上の参加者が結集しました。

国会周辺では、連日デモや抗議集会が開かれ、地域でも横浜・川崎・藤沢・相模原・海老名と、各地で反対集会が行われ、今までにない参加者が「戦争



戦争法案廃案を訴えデモ行進（写真上）  
厚木基地前でオスプレイ飛来に抗議（写真下）

法案反対」の声を上げています。

安倍晋三という史上最悪の人物が作ろうとしている「戦争法案」に対し、各団体の代表挨拶にも危機感があふれ、法案を廃案にするまで闘う決意が込められており、会場からも大きな拍手がわいていました。

集会後、相模大塚駅までデモ行進を行い、途中厚木基地前では、20日に飛来し駐機中のオスプレイに対し「厚木にくるな」「訓練飛行はやめろ」とシュプレヒコールを上げ抗議しました。

## ここが「気」になる

安保法案を推進する人たちはこの法案の成立により、日本が攻撃を受ける可能性は少なくなると口を揃えます。しかしこの法案は武力行使のための法案ですから普通に考えれば小学生でもおかしいと思うでしょう。言い分としては抑止力が増すということのようですが、そもそも必要ないちよっかいを出さずにいれば何のこともないのです。ついでに言えば、抑止力とは「核を使えば核による報復がある」というように、相互の具体的行為に関する共通認識が前提です。武器使用や重要影響事態に何の基準も示せないところに抑止力が発生しようがありません。

## 不都合な真実

こうしたプロパガンダは案外功を奏しているようで「米国が日本を守ってくれる」と本気で信じている人も少なくないようです。例えば今回も尖閣の問題が取りざたされますが、米国には尖閣を守る気はありません。日米安保があるじゃないか、とおっしゃる方は余りに人がよすぎます。

安保条約第5条は「日本国の施政の下にある領域に攻撃があった場合、両国は自国の憲法に従って対処する」というものです。仮に中国が尖閣に攻めてきた場合、日米間の取り決めで、優先的に対処するのは自衛隊なのですが、もしそこで守りきれなければ尖閣での

## 会員の声を活かした活動を

### ―訪問支部会議ひらく―

会員の声を厚木爆音の活動に反映させた組織運営としていくため、一昨年から取り組んでいる「訪問支部会議」も今年で三年目となり、会員の皆さん

からの様々な声を頂いております。これまでの組織運営は、従来からのトップダウン（本部から支部への指示）による運営でありましたが、それだけではなくボトムアップ（会員の声を運営に反映）を組み入れた組織運営とし



組織強化を熱心に議論する大和南2支部

ていくため「訪問支部会議」に取り組み、少しずつではありますが、会員の声が活かされた活動になってきたとの声が寄せられるようになってきました。

今年度の「訪問支部会議」は、七月五日を皮切りに土曜日・日曜日に開催し、この九月十九日の開催で、すべての支部との「訪問支部会議」を成功裏に終了することが出来ます。

一昨年から取り組んできた「訪問支部会議」で会員の皆さんから頂いた声を活かした取り組みとして、会員に情報をスピーディーに伝えるために厚木爆音のホームページを開設してきました。また、活き活きとした厚木爆音同会報とするため、紙面の内容や情報提供などの充実をはかりました。さらには、NHK放送受信料に対する対応や受信料の学習会を開催してきました。引き続き、会員の声を活かした活動を積極的に進めていきます。

## 支部からこんにちは！

海老名支部 中坪 清

海老名支部の会員は三十二名ですが、そのうちの十数名が実行委員会を作って、夏休みの平和映画会を毎年やっています。

この映画会は、厚木基地包囲行動を、市内十二のコミセンを中心に巡

## 28年目の平和映画会

があつた一九八八年に「海老名で何かできないか」と考えて始まったもので、今年で二十八回目になりました。映画は高教組から借り、今まで

上映し、約三百人の参加を得ました。映画会は八月八日が最終で、九日には訪問支部会議がありました。この日、海老名で市民団体による「戦争法反対」のデモがありましたので支部会議終了後デモに参加しました。みんなの力で安倍政権の「戦争のできる国作り」に向かう暴走を止めましょう。